

白山市男女共同参画審議会委員を公募します

白山市では、男女共同参画を市民の皆さまとともに推進するため、白山市男女共同参画審議会の委員を公募します。

【白山市男女共同参画審議会とは】

「白山市男女共同参画推進条例」に基づき設置された機関で、10人以内の委員で構成されます。本市の男女共同参画の推進に関する基本的な方針や施策等について調査審議する役割を担っています。

1 募集人数

2人程度

2 委員の任期

令和8年7月1日から令和10年6月30日まで（2年間）

3 応募資格

次のいずれにも該当する方

- ・市内在住で、令和8年7月1日現在、満18歳以上の方
- ・男女共同参画の推進に意欲のある方
- ・任期中の平日昼間に白山市内で開催する審議会への出席が可能な方
- ・国及び地方公共団体の議員ではない方
- ・市職員ではない方
- ・地方公務員法第16条各号に掲げるものに該当しない方

4 応募方法

次の書類を市男女共同・人権推進室まで持参、郵送、メールのいずれかで提出してください。

- ・白山市男女共同参画審議会委員応募申込書（裏面）
 - ・作文「私の考える男女共同参画について」（A4用紙に800字以内、様式は自由）
- ※提出された書類は返却しません。

5 募集締切

令和8年5月7日（木）必着

6 選定方法

書類選考の上、面接を行い決定します。
選考結果は、応募者本人に通知します。

7 応募・問い合わせ先

白山市市民生活部男女共同・人権推進室

〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地

電話 076-274-9577

メール danjyo@city.hakusan.lg.jp

